

## 農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 令和5年5月12日（金）午前9時30分～午前10時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（12人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
5番	小菅 武次	7番	飯田 秀治	8番	辻 望
10番	小林 伸康	12番	平子 伸	13番	稲田 利幹
15番	近藤 啓子	16番	大野 久美子	17番	三田 久憲
18番	豊田 栄美子				

4. 欠席委員（7人）

1番	田中 恒司	2番	長谷 康郎	4番	佐々木 平
9番	加藤 三久	11番	大石 徹也	14番	上田 みね子
19番	望月 広志				

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長，小林農地GL，吉村，坂総務GL  
農林水産課 岡農政GL，藤田

6. 議事

開会

- |    |       |                           |
|----|-------|---------------------------|
| 第1 | 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権） |
|    | 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について      |
|    | 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権） |
|    | 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権） |
|    | 第5号議案 | 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について |
|    | 第6号議案 | 農用地利用集積計画について             |

第7号議案 農用地利用集積計画訂正の承認について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項5号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項6号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項7号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項9号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第35回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行につきましても、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第35回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第3番鈴木秀様、議席番号17番三田久憲様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

## 事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の11番は、譲受人は、利用農地13,768㎡を耕作されています。今回の申請地面積は558㎡で、併せて14,326㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴35年、10年が各1名です。通作時間は車で約2分です。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、1の18番は、譲受人は、利用農地12,904㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,165㎡ですが、現在借り受けている農地を譲り受けるため経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを6台、耕うん機を3台、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台、農用自動車を8台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴20年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年、13年が各1名で、臨時雇用労働力は経歴10年、8年、5年が各1名です。通作時間は車で約24分です。必要な農作業について、年間約360日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、1の20番は、譲受人は、利用農地9,334㎡を耕作されています。今回の申請地面積は330㎡で、併せて9,664㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年が2名、30年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の26番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は5,121㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴5年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴5年が2名です。通作時間は車で約4分です。必要な農作業について、年間約90日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び

営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、6の14番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は1,441㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、新規就農ですが、他市で同様の作物を栽培する者から技術指導を受けるとのことです。通作時間は車で約37分です。必要な農作業について、年間約180日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、8の10番は、譲受人は、利用農地153,105㎡を耕作されています。今回の申請地面積は456㎡で、併せて153,561㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを4台、耕うん機を2台、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴12年、5年、4年、3年、1年が各2名、10年、2年が各1名で、臨時雇用労働力は経歴2年が1名です。通作時間は徒歩で約5分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が76%の議決権を有しており、役員のうち過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員のうち1名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、13の16番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は4,025㎡で、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを4台、田植機、コンバインを各2台、乾燥機、農用自動車各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴20年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作時間は車で約10分です。必要な農作業について、年間約200日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13の22番は、譲受人は、利用農地4,595㎡を耕作されています。今回の申請地面積は152㎡で、併せて4,747㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、

田植機，コンバイン，農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴50年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴50年が1名です。通作時間は徒歩で約2分です。必要な農作業について，年間約130日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。なお，高齢者面接対象者の為，健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして，13の28番は，譲受人は，新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は406㎡で，耕作放棄地等はありません。取得後は野菜を栽培するとの申請です。労働力及び技術につきましては，新規就農ですが，家庭菜園での栽培実績があることから問題ないものと判断しています。通作時間は徒歩で約5分です。必要な農作業について，年間約60日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。なお，新規就農者面接の対象者ですが，新規営農理由書及び営農計画書を添付の上，申請されており，地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして，17の23番は，譲受人は，利用農地227㎡を耕作されています。今回の申請地面積は492㎡で，併せて719㎡となり，耕作放棄地等はありません。取得後は，野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては，耕うん機を1台導入予定です。労働力及び技術につきましては，本人が経歴25年です。通作時間は徒歩で約3分です。必要な農作業について，年間約200日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。なお，高齢者面接対象者の為，健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして，19の21番は，譲受人は，利用農地13,258㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,164㎡で，併せて14,422㎡となり，耕作放棄地等はありません。取得後は，野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては，耕うん機，動力噴霧器を各2台，トラクターを1台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴33年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴70年，65年，20年が各1名です。通作時間は徒歩で約1分です。必要な農作業について，年間約300日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，20の27番は，譲受人は，利用農地204,059.54㎡を耕作されています。今回の申請地面積は692㎡で，現在借り受けている農地を譲り受けるため経営面積に変更はなく，耕作放棄地等はありません。取得後は茶，花木を栽培するとの申請です。機械につきましては，農用自動車を5台，茶刈機を3台，防除機，動力噴霧器を各2台，耕うん機を1台所有されています。労働力及び技術につきましては，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴40年，1年が各2名，20年，10年が各1名で

す。通作時間は車で約3分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が67.3%の議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の1名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約280日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22の24番は、譲受人は、利用農地199,454㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,637㎡で、併せて201,091㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを2台、茶刈機、防除機、管理機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年、15年、2年が各1名で、臨時雇用労働力は、経歴5年が2名です。通作時間は車で約3分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が100%の議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の1名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約280日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、22の25番は、譲受人は、利用農地23,029.11㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,077㎡で、併せて27,106.11㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機を各1台所有されており、乗用草刈り機2台を導入予定です。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴45年、40年、35年、10年が各1名です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が71%の議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の1名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、23の17番は、譲受人は、利用農地5,497㎡を耕作されています。今回の申請地面積は241㎡で、併せて5,738㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年です。世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴60年が2名、20年が1名です。通作時間は徒歩で約1分です。必要な農作業について、年間約30日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域

への支障はありません。

以上 15 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は承認といたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明致します。

5 の 3 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから東へ約 370m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されており、溝を設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 4 番は、農家住宅用地の一部、離れとして転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約 2,030m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 2 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 2 号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。

1の14番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから南西へ約2,870mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の19番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北東へ約500mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の23番は、社会福祉施設用地（放課後等デイサービス）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、玉垣駅から南へ約910mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の16番は、駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、鈴鹿駅から南東へ約150mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は石積み及びRC擁壁が設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の18番は、資材置場兼駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、柳駅から東へ約310mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用す

る計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の10番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から北東へ約540mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の24番は、資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、栄地区市民センターから西へ約900mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の11番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから東へ約1,740mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の20番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから東へ約1,710mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の21番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから東へ約1,710mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、18の15番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、井田川地区市民センターから北東へ約150mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の

妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21の17番は、店舗用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、深伊沢地区市民センターから北西へ約470mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写し等を確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ放流します。雨水は既設側溝へ放流します。周囲は擁壁があり、コンクリートブロックも設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の22番は、資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,440mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は宅地等に囲まれているため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上13件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

辻委員

5ページの12の18番、一番上の地番502の譲受人と譲渡人が同住所同名なのですが、このケースはどういうケースか教えてください。

事務局

5ページの12の18番ですね。こちらにつきましては、502の所有者の方と504-1の所有者の方、ご本人が所有している農地と他の方が所有している農地をあわせて一体として資材置場兼駐車場用地として使いたいといった旨の申請でございまして、こういった場合、通常502の方は4条申請、504-1の方は5条申請と扱うところですが、便宜上4条兼5条申請といったような形で申請を1つにまとめて受けさせていただいております。こういったものにつきましては、5条の許可申請として従前から扱っておりますので、このような表記となっております。

辻委員

4条の許可申請の場合、そういう取り扱いができるということですね。

事務局

従前からそのような取り扱いをさせていただいております。

辻委員

譲受人と譲渡人が同住所同名でしたので疑問に思ったんです。

事務局

厳密には4条、5条の申請それぞれお出しいただくところであるかと思いますが、申請者の手間も省いたような形で、併せた申請ということで1つにまとめた形で処理させていただいております。

辻委員

法律上は問題ないのですか。

事務局

こういった場合どのように扱うかといったQ&Aの実務的な図書もございまして、それにならって扱っておりますので問題はないかと考えております。

議長（堀田会長）

ほかに何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

9の4番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから南西へ約400mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設側溝へ放流します。周囲は石積みがあり、土留めを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の3番は、農業用施設用地（直売所及び駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、栄地区市民センターから南西へ約620mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地については、農業用施設に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲は畝が設置されているため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の5番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南東へ約610mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑

排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上3件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明致します。

16の1番は、周辺の公共工事に伴う一時的な資材置場用地として令和4年6月17日付け第504-10-17号で許可いたしました事業計画を変更したい旨の申請です。今回の申請は、変更前の転用理由となった工事の続きの工事を落札したため、約1年間であった転用期間を更に約1年延長するものです。資金は既存のまま利用するため問題ありません。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び擁壁が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画について事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書1ページ目1番から5番は、庄野地区です。1番は、使用貸借です。2番は、米25kg相当の金納です。3番は、米50kg相当の金納です。4番及び5番は、米30kgの物納です。

2ページ目6番から9番は、加佐登地区で使用貸借です。

3ページ目10番は、牧田地区で米35kgの物納です。

4ページ目11番から13番は、石薬師地区で使用貸借です。

5ページ目14番は、白子地区で米15kgの物納です。

6ページ目15番及び16番は、飯野地区です。15番は、米25kg相当の金納です。

16番は、米50kgと25kgの物納です。

7ページ目17番から20番は、河曲地区です。17番及び18番は、使用貸借です。19番は、10,000円の金納です。20番は、3筆合計で米2俵の物納です。

8ページ目21番から23番は、一ノ宮地区です。21番は、使用貸借です。22番は、米35kgの物納です。23番は、米25kgの物納です。

9ページ目24番及び25番は、箕田地区です。24番は、米25kgの物納です。25番は、米50kgの物納です。

10ページ目26番は、玉垣地区で使用貸借です。

11ページ目27番は、若松地区で使用貸借です。

12ページ目28番は、栄地区で使用貸借です。

13ページ目29番及び30番は、合川地区で使用貸借です。

14ページ目31番及び32番は、久間田地区です。31番は、使用貸借です。32番は、1筆10,000円の金納です。

15ページ目33番は、椿地区で使用貸借です。

16ページ目34番から38番は、鈴峰地区です。34番から37番は、使用貸借です。38番は、18,796円と177円と64円の金納です。

以上の内容については、従事日数など、令和5年4月1日改正による農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく改正前の同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第5条には、施行後2年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

飯田委員

7ページの番号、9の17について、農家台帳の従事日数の届60日は出ておりますでしょうか。これは確認ですので、すぐに分からなければ後ほど結構です。

事務局

確認させていただきます。

議長（堀田会長）

確認をして報告させていただきますということでよろしいでしょうか。

飯田委員

それで結構でございます。

議長（堀田会長）

ほかにごございませんか。

別段無いようでございますので、先ほどの質問につきましては、後日事務局よりご

回答を申し上げるということで、第6号議案は承認とさせていただきます。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積計画訂正の承認について事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積計画の訂正について、別紙の農用地利用集積計画訂正の承認により説明いたします。

地区は加佐登地区で、承認総会は令和5年4月です。申出の種類は、基盤強化法に基づく申出で、利用権の設定です。訂正理由は、貸し手の利用権の設定を行った者を土地の所有者としていましたが、総会時点で亡くなっていたことが判明したため、相続人代表を貸し手として訂正するものです。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第7号議案は承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から9につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から9の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。